

福祉のひろば

救急医療災害支援情報 キットの活用を

同キットは、緊急時や災害時に備えて、かかりつけ医、持病、服薬状況、緊急連絡先、障がい程度、支援上の留意点などを記入した情報シートや保険証の写しなどを入れて保管しておく容器です。

迅速な救急、救命活動を行うための重要な手助けになるとともに、災害時に適切な支援を得るための情報伝達用具として使うことができます。



対次のいずれかに該当する在宅の方およびそれに準ずる方▽75歳以上のひとり暮らしの方および75歳以上の高齢者のみの世帯の方等で、民生委員・児童委員が行う高齢者地域福祉ネットワークに登録している方▽身体障害者手帳1・2級の方▽愛の手帳1・2度の方▽精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方▽難病者福祉手当を受給されている方

■直接、地域福祉課（市役所第二庁舎2階）、保健センター、各地域包括支援センター、本町高齢者在宅サービス

センター、障害者福祉センター、精神障害者地域生活支援センターそらへ※代理の方の申請も可能です

■地域福祉課
地域福祉係 ☎042-387-9915

認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識を持ち、認知症の方や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくる応援団「認知症サポーター」を養成します。

とき	ところ	定員	問合せ・申込先
6/15 (金)	桜町高齢者在宅サービスセンター (桜町1-9-5)	10人程度 (申込順)	小金井きた地域包括支援センター (☎042-388-2440)
／16 (土)	小金井みなみ地域包括支援センター	8人程度 (申込順)	小金井みなみ地域包括支援センター (☎042-388-8400)
／26 (火)	社会福祉協議会 (本町5-36-17)	15人程度 (申込順)	小金井にし地域包括支援センター (☎042-386-7373)

※時間はいずれも午後2時～3時30分

初めて本講座を受講する方（定員に余裕がある場合のみ）再受講可。詳しくはお問い合わせください

■他初めての参加者には認知症サポーターのシンボルである、オレンジリングを差し上げます

■6月1日から、各地域包括支援センターへ

地域福祉ファシリテーター養成講座

地域におけるボランティア活動の役割や課題をルーテル学院大学の先生が分かりやすく教えます。

7月7日、21日、8月4日、25日、10月27日、11月10日、平成31年1月19日、いずれも土曜日午後1時10分～4時20分（全7回）※このほか、グループ学習（全7回程度）があります

■ルーテル学院大学（三鷹市大沢3-10-20）

シルバー人材センター・パソコン・タブレット教室

所シルバー人材センター中町会議室（リサイクル事業所内）

■講同センターパソコン班定各5人（申込順）

■他希望者が定数を超えたコースでも、パソコン持ち込み

講習名	日程	講習時間	費用 (教材費含む)
スマホ入門講座Ⅰ	6/14 (木)	10:00～12:00	2,360円
スマホ入門講座Ⅱ	／21 (木)	10:00～12:00	
Wordを学ぼう	7/13 (金) ／20 (金)	9:00～12:00	6,240円
個人教室	相談して決定します		1,500円/時間 (教材費は別途実費)
訪問レッスン			2,500円/時間
初期設定、トラブル対応			
CoCoサロン (パソコン趣味の講座)	毎月第2・4週の2回 (火曜・木曜・土曜日のいずれか)	13:00～16:00	月5,000円
相談室	毎週月曜日 (祝日を除く)	13:00～15:00	無料

※パソコンはWindows7、Office2010を使用しますが、詳細はご相談ください

訪問レッスン、初期設定、トラブル対応は出張料が別途かかります

東日本大震災被災児に見舞金を支給

社会福祉協議会では、東日本大震災により市内に居住している15歳未満の児童に対し、見舞金を支給します。

15人（申込順）

■6月1日～15日に、電話で小金井ボランティア・市民活動センター（☎042-387-0011）へ

■この事業は、同大学、三鷹市・武蔵野市・小金井市および3市の社会福祉協議会の協働事業です

認定証の更新はお済みですか

介護保険負担限度額認定証

施設サービス利用時の食費・居住費（滞在費）の軽減措置を受けられる「介護保険負担限度額認定証」を住民税非課税世帯の方を対象に交付しています。負担限度額は下表のとおりです。

現在、認定証をお持ちの方は7月31日（火）で有効期間が終了します。対象の方には6月中旬に、更新に必要な書類を郵送しますので、7月2日（月）までに手続きをしてください。

また、認定証をお持ちでない方で施設サービスやショートステイを利用する場合は、認定証の申請手続を行ってください。

なお、住民税非課税世帯であっても、次のいずれかに該当する場合は交付することが

負担限度額

利用者負担段階	対象者	居住費		食費
		多床室	ユニット型個室	
第1段階	住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	0円	820円	300円
第2段階	住民税非課税世帯で、合計所得金額と年金収入額（※）の合計額が80万円以下の方	370円	820円	390円
第3段階	住民税非課税世帯で、第2段階に該当しない方	370円	1,310円	650円

※年金収入額には遺族年金、障害年金等の非課税年金も含まれます

現在、市の住民基本台帳に登録されている方

■支給額1万2千円

■支給方法7月末までに、指定口座に振り込みます

■申請受付期間6月21日（木）～29日（金）

■必要書類等申請書、被爆者健康手帳、印鑑、銀行等口座番号の分かるもの（ゆうちょ銀行は、振込用口座が必要となります）

■他郵送でも受け付けます。記入漏れ、押印漏れのないようにお願いします

■健康課健康係（〒184-10015 貫井北町5-18-1）

シルバー人材センター女性用ゆかた着付け無料講習会

6月22日（金）午後3時30分～5時30分

所公民館貫井北分館定15人（申込順）

■6月1日から、電話でシルバー人材センター（☎042-383-6141）へ



「介護保険訪問介護等利用者負担助成認定証」では、訪問介護、夜間対応型訪問介護または第1号訪問事業を利用する際に、利用者負担を10%から6%に軽減します。

現在、認定証をお持ちの方は、7月31日（火）で有効期間が終了します。対象の方には、申請書類を郵送しますので、6月8日（金）までに手続きをしてください。

また、認定証をお持ちでない住民税非課税世帯の方が、訪問介護、夜間対応型訪問介護または第1号訪問事業を利用する場合は、申請手続を行ってください。

共通

介護福祉課介護保険係（市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9822）